

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例について

1 廃止の理由

ピアザ淡海の民間事業者への売却に合わせて、滋賀県立県民交流センターを廃止するため、滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）を廃止しようとするもの。

2 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日

3 施設概要等

（1）施設の概要

○設置年月 平成 11 年 4 月

○所在地 大津市におの浜一丁目 1-20

○施設 ピアザホール、大会議室、特別会議室、中小会議室（12 室）、和室、練習室等

（2）これまでの経緯

令和元年度	ピアザ淡海あり方検討会議設置
令和 5 年 12 月	ピアザ淡海のあり方検討の進め方を策定
令和 7 年 3 月	ピアザ淡海のあり方方針を策定
令和 7 年 10 月 31 日	ピアザ淡海利活用事業の公募開始
令和 8 年 3 月 30 日	ピアザ淡海利活用事業の優先交渉事業者の決定
令和 8 年 5 月 11 日	ピアザ淡海利活用事業の基本協定締結
令和 8 年 6 月	優先交渉事業者の事業計画を承認、事業契約を締結

（3）今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 9 月 30 日	滋賀県立県民交流センターの運営終了
令和 8 年 10 月 1 日	・ピアザ淡海の建物の事業者への引渡し ・滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例廃止

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

滋賀県立県民交流センターを廃止するため、滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成 10 年滋賀県条例第 35 号）を廃止しようとするものです。

2 概要

- (1) 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例を廃止することとします。
- (2) この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行することとします。

議第95号

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年7月22日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）は、
廃止する。

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。